

令和8年3月30日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

再処理工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、低レベル放射性廃棄物埋設センター、ウラン濃縮工場、東通原子力発電所、リサイクル燃料備蓄センターに関する報告について

日本原燃（株）、東北電力（株）及びリサイクル燃料貯蔵（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○再処理工場

- ・定期報告
  - (1) 使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量  
(令和8年2月分)
  - (2) 主要な保守状況 (令和8年2月分)
  - (3) アクティブ試験実施状況 (令和8年2月分)
  - (4) 放射性物質の放出状況 (令和8年2月分)
  - (5) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量 (令和8年2月分)
- ・令和8年度品質保証の実施計画書
- ・使用済燃料の受入れ量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量計画報告書  
(令和8年度)

○高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

- ・定期報告
  - (1) ガラス固化体受入れ・管理数量及び主要な保守状況 (令和8年2月分)
  - (2) 放射性物質の放出状況 (令和8年2月分)
  - (3) 放射性液体廃棄物の保管廃棄量 (令和8年2月分)
  - (4) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量 (令和8年2月分)
- ・令和8年度品質保証の実施計画書
- ・廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量計画報告書 (令和8年度)

○低レベル放射性廃棄物埋設センター

- ・定期報告
  - (1) 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況 (令和8年2月分)
  - (2) 放射性物質の放出状況 (令和8年2月分)
  - (3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量 (令和8年2月分)
  - (4) 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果 (令和8年2月分)
- ・令和8年度品質保証の実施計画書
- ・廃棄物受入れ・埋設計画報告書 (令和8年度)

○ウラン濃縮工場

- ・定期報告
  - (1) 運転状況及び主要な保守状況 (令和8年2月分)
  - (2) 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況 (令和8年2月分)
  - (3) 放射性廃棄物の保管廃棄量 (令和8年2月分)
- ・令和8年度品質保証の実施計画書

○東通原子力発電所

- ・定期報告
  - (1) 運転状況 (令和8年2月分)
  - (2) 使用済燃料の貯蔵状況 (令和8年2月分)
  - (3) 主要な保守状況 (令和8年2月分)
  - (4) 放射性固体廃棄物の保管量 (令和8年2月分)
  - (5) 放射性物質の放出状況 (令和8年2月分)
- ・運転計画書 (令和8年度)

○リサイクル燃料備蓄センター

- ・定期報告
  - (1) 使用済燃料受入れ・貯蔵数量及び主要な保守状況 (令和8年2月分)
  - (2) 放射性液体廃棄物の保管廃棄量 (令和8年2月分)
  - (3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量 (令和8年2月分)
- ・令和8年度品質保証の実施計画書

報道機関用提供資料 (連絡先)		
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 奥野 直子	
電話 番号	(内線)	6 4 8 7
	(直通)	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監	危機管理局 次長 佐藤 広之	

六ヶ所再処理工場に係る定期報告書  
(令和8年2月報告)

2025再計発第393号  
令和8年3月30日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
神正志 殿

日本原燃株式会社  
代表取締役専務  
専務執行役員  
再処理事業部長  
木島和夫

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 六ヶ所再処理工場の運転保守状況
  - (1) 使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）
  - (2) 主要な保守状況
  - (3) 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
  - (4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
  - (5) アクティブ試験実施状況
2. 放射性物質の放出状況
3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

## 1. 六ヶ所再処理工場の運転保守状況

(1) 使用済燃料受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）

(令和8年2月分)

(使用済燃料)

		受入量		再処理量		在庫量（月末）	
		体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)
PWR 燃料	当月	0	0	0	0	3486	約1484
	累積	3942	約1690	456	約206		
BWR 燃料	当月	0	0	0	0	8583	約1484
	累積	9829	約1703	1246	約219		
合計	当月	0	0	0	0	12069	約2968
	累積	13771	約3393	1702	約425		
(備考)							

(製品)

	生産量	
	ウラン製品（トンU）	プルトニウム製品（kg）
当月	0	0
累積	約366	約6658

(注1) 使用済燃料のウラン量は、照射前金属ウラン質量換算とする。

(注2) ウラン製品量は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。なお、ウラン試験に用いた金属ウラン（51.7トンU）は、ウラン製品には含めていない。

(注3) プルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

(2) 主要な保守状況 (令和8年2月分)

定期事業者検査

使用済燃料貯蔵設備の計測制御系、その他再処理設備の附属施設の計測制御系

再処理施設本体の自主検査等

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、分離設備、固体廃棄物の廃棄施設

(3) 放射線業務従事者の被ばく状況 (令和 年度第 四半期分)

(単位:人)

	放射線 業務従 事者数	線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期							
年度							

(注1) 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 四半期毎の報告月に限り記載する。(年度については第4四半期に限り記載する。)

(4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況 (令和 年度第 四半期分)

(単位:人)

放射線業務従事者数	3月間の線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの

(注1) 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

(注3) 四半期毎の報告月に限り記載する。

## (5) アクティブ試験実施状況 (令和8年2月分)

建屋	設備	試験の実施状況	進捗率 (%)
前処理建屋	燃料供給設備、せん断処理設備、溶解設備、清澄・計量設備	—	100 (平成18年3月31日より開始)
分離建屋	分離設備、分配設備、酸回収設備、溶媒回収設備、高レベル廃液処理設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)、(廃液処理)	100 (平成18年4月16日より開始)
精製建屋	ウラン精製設備、プルトニウム精製設備、酸回収設備、溶媒回収設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)	100 (平成18年4月18日より開始)
低レベル廃液処理建屋	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物放出量確認試験、(廃液処理)	90 (平成18年4月11日より開始)
分析建屋	分析設備	(試料分析及び分析機器較正)	100 (平成18年5月23日より開始)
ウラン脱硝建屋	ウラン脱硝設備	—	100 (平成18年10月4日より開始)
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	—	100 (平成18年10月28日より開始)
低レベル廃棄物処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月10日より開始)
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月22日より開始)
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化設備	(廃液の受入れ)、(廃棄物の貯蔵)	79 (平成18年5月31日より開始)
使用済み燃料受入れ・貯蔵建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等)	100 (平成18年3月31日より開始)
その他 (再処理施設全体として行うもの)	—	気体廃棄物放出量確認試験、線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験、再処理施設全体の処理性能確認試験、核燃料物質の物質収支確認	87 (平成18年3月31日より開始)
総合進捗率			96

〈注記〉

- 低レベル廃液処理建屋  
液体廃棄物放出量確認試験 : 低レベル廃液処理設備で処理された液体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。
  
- 再処理施設全体として行うもの
  - 気体廃棄物放出量確認試験 : 使用済燃料を処理することにより発生する気体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。
  - 線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験 : 所定の場所における線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の確認を行う。
  - 再処理施設全体の処理性能確認試験 : 再処理施設全体の処理能力を確認する。
  - 核燃料物質の物質収支確認 : 再処理施設全体における核燃料物質の物質収支を確認する。
  
- 試験運転の一環として行うもの
  - 使用済み硝酸処理 : 試験運転に係る作業により発生する使用済み硝酸の処理を行う。
  - 使用済み有機溶媒処理 : 試験運転に係る作業により発生する使用済み有機溶媒の処理を行う。
  - 廃棄物（廃液）処理 : 試験運転に係る作業により発生する廃棄物（廃液）の処理を行う。
  - 試料分析及び分析機器較正 : 試験運転に係る作業により発生する試料の分析を行う。また分析用標準核燃料物質（ウラン同位体標準、ウラン純度標準、トリウム純度標準、プルトニウム同位体標準、プルトニウム純度標準等）を使用し、分析機器の較正等を行う。
  - 廃液の受入れ : 試験運転に係る作業により発生する廃液の受入れを行う。
  - 廃棄物の貯蔵 : 試験運転に係る作業により発生する固体廃棄物については、それぞれの貯蔵設備で保管廃棄する。
  - チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等 : アクティブ試験に用いる使用済燃料について、チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取り外し及び切断処理、前処理建屋への移送などを適宜実施する。

2. 放射性物質の放出状況（令和8年2月分）

(1) 放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量

(単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当月の 放出量	当月までの累積放出量					年間放出 管理目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H-3 (放出前貯槽)	$1.0 \times 10^8$	$3.6 \times 10^9$	$2.2 \times 10^9$	$1.0 \times 10^9$	$9.5 \times 10^8$	$7.8 \times 10^9$	$1.8 \times 10^{16}$
I-129 (放出前貯槽)	ND	$8.0 \times 10^5$	$2.6 \times 10^5$	$2.3 \times 10^6$	ND	$3.4 \times 10^6$	$4.3 \times 10^{10}$
I-131 (放出前貯槽)	—	ND	ND	ND	ND	ND	$1.7 \times 10^{11}$
その他α線を放出する核種 (放出前貯槽)	—	ND	ND	ND	ND	ND	$3.8 \times 10^9$
その他α線を放出しない核種 (放出前貯槽)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	$2.1 \times 10^{11}$
<p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放出量については、端数処理をしている。</li> <li>「—」は測定対象外を示す。 当月は、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋からの放出のみであったため、「I-131」及び「その他α線を放出する核種」は測定対象外であった。</li> </ul>							

(注) NDは、検出限界未満を示す。

## (2) 放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量

(単位：Bq)

核種 (測定箇所)	当月の 放出量	当月までの累積放出量					年間放出 管理目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
K r - 8 5 (排気口)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	$3.3 \times 10^{17}$
H - 3 (排気口)	$2.0 \times 10^9$	$6.4 \times 10^9$	ND	$4.3 \times 10^9$	$4.1 \times 10^9$	$1.5 \times 10^{10}$	$1.9 \times 10^{15}$
C - 1 4 (排気口)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	$5.2 \times 10^{13}$
I - 1 2 9 (排気口)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	$1.1 \times 10^{10}$
I - 1 3 1 (排気口)	ND	ND	$6.9 \times 10^5$	ND	ND	$6.9 \times 10^5$	$1.7 \times 10^{10}$
その他 $\alpha$ 線を放出する核種 (排気口)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	$3.3 \times 10^8$
その他 $\alpha$ 線を放出しない核種 (排気口)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	$9.4 \times 10^{10}$
(備考) 放出量については、端数処理をしている。							

(注) NDは、検出限界未満を示す。

3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和8年2月分）

放射性廃棄物の種類	当月の保管廃棄量	累積保管廃棄量
ガラス固化体（本）	0	3 4 6
ハル及びエンドピース（本）	0	2 2 1
チャンネルボックス及びバーナブルポイズン（本）	0	2 5 2
雑固体廃棄物等（本）	7 2	6 2 7 3 5
廃樹脂及び廃スラッジ（m <sup>3</sup> ）	0	5 9 . 5

（注1）ハル及びエンドピースについては、1,000リットル容器の本数とする。

（注2）チャンネルボックス及びバーナブルポイズン並びに雑固体廃棄物等の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

令和8年度品質保証の実施計画書

2025安品品発第39号

令和8年3月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

六ヶ所再処理工場 令和8年度 品質保証の実施計画

I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施する。

再処理事業部長は、令和7年度に発生した放射性物質の体内取り込みのおそれがあった事象に対する再発防止対策の実効性の評価を実施する。

(6) 調達

再処理事業部長、技術本部長及び調達室長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、再処理施設の保安に係る業務等について、監査を行う。  
(年1回以上)

(8) 不適合管理

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、品質マネジメントシステムの重要性を認識させ、継続的にパフォーマンスが向上するよう、再処理事業部及び技術本部を支援する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質マネジメントシステムに係る活動を推進する。(年1回以上)

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会(再処理事業所)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

#### 4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

#### 5. その他

- (1) 全社安全大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施

#### II. 常設の第三者外部監査機関の監査計画

再処理事業部長、技術本部長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

使用済燃料受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量計画報告書

2025再計発第362号

令和8年3月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

増田 尚宏

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（計画）を別紙のとおり報告します。

## 令和8年度使用済燃料受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（計画）

## （使用済燃料）

		受入量		再処理量		在庫量（年度末）	
		体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)
PWR 燃料	本年度	0	0	0	0	3,486	約 1,484
	累積	3,942	約 1,690	456	約 206		
BWR 燃料	本年度	0	0	0	0	8,583	約 1,484
	累積	9,829	約 1,703	1,246	約 219		
合計	本年度	0	0	0	0	12,069	約 2,968
	累積	13,771	約 3,393	1,702	約 425		
（備考）							

## （製品）

	生産量	
	ウラン製品（トンU）	プルトニウム製品（kg）
本年度	0	0
累積	約 3 6 6	約 6 , 6 5 8

## （使用済燃料受入時期等）

受入時期	受入数量	輸送容器型式・基数	搬出元
第1四半期	—	—	—
第2四半期	—	—	—
第3四半期	—	—	—
第4四半期	—	—	—

（注1）使用済燃料のウラン量は、照射前金属ウラン質量換算とする。

（注2）ウラン製品量は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。なお、ウラン試験に用いた金属ウラン（51.7トンU）は、ウラン製品には含めていない。

（注3）プルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに係る定期報告書  
(令和8年2月報告)

2025再計発第400号  
令和8年3月30日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
神 正 志 殿

日本原燃株式会社  
代表取締役専務  
専務執行役員  
再処理事業部長  
木 島 和 夫

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量
6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

1. 廃棄物(ガラス固化体)受入れ・管理数量及び主要な保守状況 (令和8年2月分)

1 ガラス固化体受入数量

当月 0 (本)  
 累積 1 8 3 0 (本)

2 ガラス固化体管理数量

当月 0 (本)  
 累積 1 8 3 0 (本)

3 主要な保守状況

実績なし

2. 放射線業務従事者の被ばく状況 (令和 年度第 四半期分) (単位: 人)

	放射線業務従事者数	線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数					
		5 以下	5 を超え 15以下	15 を超え 20以下	20 を超え 25以下	25 を超え 50以下	50 を超え るもの
当該四半期							
年度							

(注1) 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 四半期毎の報告月に限り記載する。(年度については第4四半期に限り記載する。)

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況 (令和 年度第 四半期分) (単位: 人)

放射線業務従事者数	3月間の線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数			
	1 以下	1 を超え 2 以下	2 を超え 5 以下	5 を超え るもの

(注1) 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

(注3) 四半期毎の報告月に限り記載する。

## 4. 放射性物質の放出状況（令和8年2月分）

（単位：Bq/cm<sup>3</sup>）

放射性廃棄物の種類		測定の箇所	平均濃度
気体	放射性ルテニウム	排気口	N D
	放射性セシウム	排気口	N D

（注）NDは、検出限界未満を示す。

## 5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和8年2月分）

（単位：m<sup>3</sup>）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
液体	0	2.790

## 6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和8年2月分）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	0	1156

（注）六ヶ所廃棄物貯蔵管理センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

令和8年度品質保証の実施計画書

2025安品品発第38号

令和8年3月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 令和8年度 品質保証の実施計画

I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

再処理事業部長、技術本部長及び調達室長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、品質マネジメントシステムの重要性を認識させ、継続的にパフォーマンスが向上するよう、再処理事業部及び技術本部を支援する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質マネジメントシステムに係る活動を推進する。(年1回以上)

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

## 5. その他

- (1) 全社安全大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施

## II. 常設の第三者外部監査機関の監査計画

再処理事業部長、技術本部長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量計画報告書

2025再計発第369号

令和8年3月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

増田 尚宏

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の廃棄物受入れ・管理数量計画について別紙のとおり報告します。

## 令和8年度廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量計画

(単位：本)

	上半期	下半期	年度計
ガラス固化体受入数量	0	0	0
ガラス固化体管理数量	0	0	0
前年度までの累積管理数量	1,830		
(備考)			

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに係る定期報告書  
(令和8年2月報告)

2025埋計発第400号  
令和8年3月30日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
神 正志 殿

日本原燃株式会社  
執行役員 埋設事業部長  
近江 正

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量
6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果

## 1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況（令和8年2月分）

	令和8年2月	年度計
受入数量(本)	2,048	10,320
埋設数量(本)	2,040	12,784
主要な保守状況	実績なし	
(備考) ・前年度までの累積埋設本数：370,755本		

## 2. 放射線業務従事者の被ばく状況（年度第 四半期分）（単位：人）

	放射線 業務従 事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期							
年度							

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

## 3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（年度第 四半期分）（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

## 4. 放射性物質の放出状況（令和8年2月分）

（単位：Bq/cm<sup>3</sup>）

放射性廃棄物の種類		測定の箇所	平均濃度
気体	H-3	排気口	放出実績なし
	Co-60	排気口	放出実績なし
	Cs-137	排気口	放出実績なし
液体	H-3	サンプルタンク	放出実績なし
	Co-60	サンプルタンク	放出実績なし
	Cs-137	サンプルタンク	放出実績なし

## 5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和8年2月分）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	0	0

（注）六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

## 6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果 (令和8年2月分)

(単位: Bq/cm<sup>3</sup>)

測定結果 測定の箇所	H-3	Co-60	Cs-137
地下水監視設備 (1)	ND	ND	ND
地下水監視設備 (2)	ND	ND	ND
地下水監視設備 (3)	ND	ND	ND
地下水監視設備 (4)	ND	ND	ND
地下水監視設備 (5)	ND	ND	ND
地下水監視設備 (6)	ND	ND	ND
地下水監視設備 (7)	ND	ND	ND

(注) NDは検出限界未満を示す。

令和8年度品質保証の実施計画書

2025安品品発第37号

令和8年3月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター 令和8年度 品質保証の実施計画

I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、埋設事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

埋設事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「廃棄物埋設施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

埋設事業部長は、文書類に従い、廃棄物埋設管理、施設管理、廃棄物埋設地の保全、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

埋設事業部長及び調達室長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、埋設施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

埋設事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

埋設事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

埋設事業部長は、文書類に従い、埋設施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、品質マネジメントシステムの重要性を認識させ、継続的にパフォーマンスが向上するよう、埋設事業部を支援する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質マネジメントシステムに係る活動を推進する。(年1回以上)

(2) 埋設事業部と協力会社との連携

埋設事業部長は、日本原燃安全推進協議会(埋設事業部)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

## Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査計画

埋設事業部長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

廃棄物受入れ・埋設計画報告書

2025埋計発第393号  
令和8年3月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員

増田 尚宏

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の廃棄物受入れ・埋設計画について別紙のとおり報告します。

以 上

## 令和8年度廃棄物受入れ・埋設計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	年度総計
上 期	受入 数量 (本)	(第1回) 1,800	(第2回) 640		(第3回) 1,136		(第4回) 1,600	5,176	受入数量 11,760
	埋設 数量 (本)	1,600	960	1,600			2,000	6,160	埋設数量 13,560
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	
下 期	受入 数量 (本)		(第5回) 1,064	(第6回) 2,080	(第7回) 1,152	(第8回) 1,088	(第9回) 1,200	6,584	
	埋設 数量 (本)	400	840	2,240	1,640	400	1,880	7,400	
備 考	<p>[その他特記事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度末累積受入数量:387,411本、前年度末累積埋設数量:385,419本。</li> <li>・天候等により、廃棄体受入れ及び埋設の時期、数量が変更になることがある。</li> </ul>								

(受入時期等)

受入時期	受入れ数量	輸送容器型式・容器数	搬出元
4月	1,800本	LLW-2型 225個	東京電力HD(株) 柏崎刈羽原子力発電所
5月	640本	LLW-2型 80個	北陸電力(株) 志賀原子力発電所
7月	1,136本	LLW-2型 142個	中国電力(株) 島根原子力発電所
9月	1,600本	LLW-2型 200個	関西電力(株) 高浜発電所
11月	1,064本	LLW-2型 133個	日本原子力発電(株) 敦賀発電所
12月	1,200本	LLW-2型 150個	関西電力(株) 大飯発電所
	880本	LLW-2型 110個	関西電力(株) 美浜発電所
1月	1,152本	LLW-2型 144個	日本原子力発電(株) 東海第二発電所
2月	1,088本	LLW-2型 136個	九州電力(株) 玄海原子力発電所
3月	1,200本	LLW-2型 150個	関西電力(株) 高浜発電所

六ヶ所ウラン濃縮工場に係る定期報告書  
(令和8年2月報告)

2025濃運発第168号  
令和8年3月30日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
神 正志 殿

日本原燃株式会社  
執行役員  
濃縮事業部長  
西條 政明

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 運転状況及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況
5. 放射性廃棄物の保管廃棄量
6. 核燃料物質の在庫量  
(半期毎の報告月に限り記載する。)

## 1. 運転状況及び主要な保守状況（令和8年2月分）

		令和8年2月
運 転 状 況	RE-1A	※1
	RE-1B	※2
	RE-1C	※3
	RE-1D	※4
	RE-2A	※5
	RE-2B	※6
	RE-2C	※7
主要な保守状況		定期事業者検査 ・UF <sub>6</sub> 処理設備 ・気体廃棄物の廃棄設備 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備 ・放射線監視・測定設備
(備考) ※1 RE-1A: 運転停止中(H12. 4. 3～) ※2 RE-1B: 運転停止中(H14. 12. 19～) ※3 RE-1C: 運転停止中(H15. 6. 30～) ※4 RE-1D: 運転停止中(H17. 11. 30～) ※5 RE-2A: 運転中 ・150tSWU/年のうち、R8年1月24日より、カスケード設備の一部(37.5tSWU/年)を生産停止し、残りの112.5tSWU/年で濃縮ウランを生産中。 ※6 RE-2B: 運転停止中(H22. 12. 15～) ※7 RE-2C: 運転停止中(H20. 2. 12～)		

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（年度第 四半期分）

ウラン濃縮施設

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

その他施設（研究開発棟）

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（年度第 四半期分）

ウラン濃縮施設

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

その他施設（研究開発棟）

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和8年2月分）

ウラン濃縮施設

放射性廃棄物等の種類		測定の箇所	平均濃度
ウラン	気体	排気口	ND (Bq/cm <sup>3</sup> )
	液体	処理水ピット	放出実績なし (Bq/cm <sup>3</sup> )
フッ素化合物	気体 (HF)	排気口	ND (mg/m <sup>3</sup> )
	液体 (F)	処理水ピット	放出実績なし (mg/リットル)

その他施設（研究開発棟）

放射性廃棄物等の種類		測定の箇所	平均濃度
ウラン	気体	排気口	ND (Bq/cm <sup>3</sup> )
	液体	処理水ピット	放出実績なし (Bq/cm <sup>3</sup> )
フッ素化合物	気体 (HF)	排気口	ND (mg/m <sup>3</sup> )
	液体 (F)	処理水ピット	放出実績なし (mg/リットル)

(注) NDは、検出限界未満を示す。

5. 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和8年2月分）

ウラン濃縮施設

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機を除く）	234	16,084※
放射性液体廃棄物	0	62
付着ウラン回収に伴い発生する 放射性液体廃棄物	0	61
付着ウラン回収に伴い発生する 放射性気体廃棄物	0	0

※端数処理した値であるため、累積保管廃棄量は、令和8年1月分の累積保管廃棄量に当該期間の保管廃棄量を加えた数値とは異なる。

（単位：tSWU／年相当分）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機）	43	343

その他施設（研究開発棟）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物	0	1,400
放射性液体廃棄物	0	53

（注1）放射性固体廃棄物（使用済遠心機を除く）および放射性固体廃棄物については、200リットルドラム缶換算本数で示す。

（注2）放射性液体廃棄物については、20リットルドラム缶換算本数で示す。

（注3）付着ウラン回収に伴い発生する放射性液体廃棄物および付着ウラン回収に伴い発生する放射性気体廃棄物については、80kgボンベ換算本数で示す。

（注4）放射性固体廃棄物（使用済遠心機）については、遠心分離機の分離作業能力換算数で示す。

6. 核燃料物質の在庫量 ( 年 月末現在)

ウラン濃縮施設

(単位：本)

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン	回収した 付着ウラン
在庫量				

その他施設 (研究開発棟)

(単位：本)

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン
在庫量			

(注1) 六フッ化ウランの在庫量をシリンダ本数で示す。

(注2) 半期毎の報告月に限り記載する。

令和8年度品質保証の実施計画書

2025安品品発第36号

令和8年3月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

六ヶ所ウラン濃縮工場 令和8年度 品質保証の実施計画

I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する

(5) 保安活動の実施

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

濃縮事業部長及び調達室長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、加工施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

濃縮事業部長、監査室長、調達室及び安全・品質本部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、品質マネジメントシステムの重要性を認識させ、継続的にパフォーマンスが向上するよう、濃縮事業部を支援する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質マネジメントシステムに係る活動を推進する。(年1回以上)

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会(濃縮事業部)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

## Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査計画

濃縮事業部長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

東通原子力発電所に係る定期報告書  
(令和8年2月分)

令和8年3月30日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
神 正志 殿

東北電力株式会社  
執行役員  
東通原子力発電所長  
小 笠 原 和 徳

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり報告します。

記

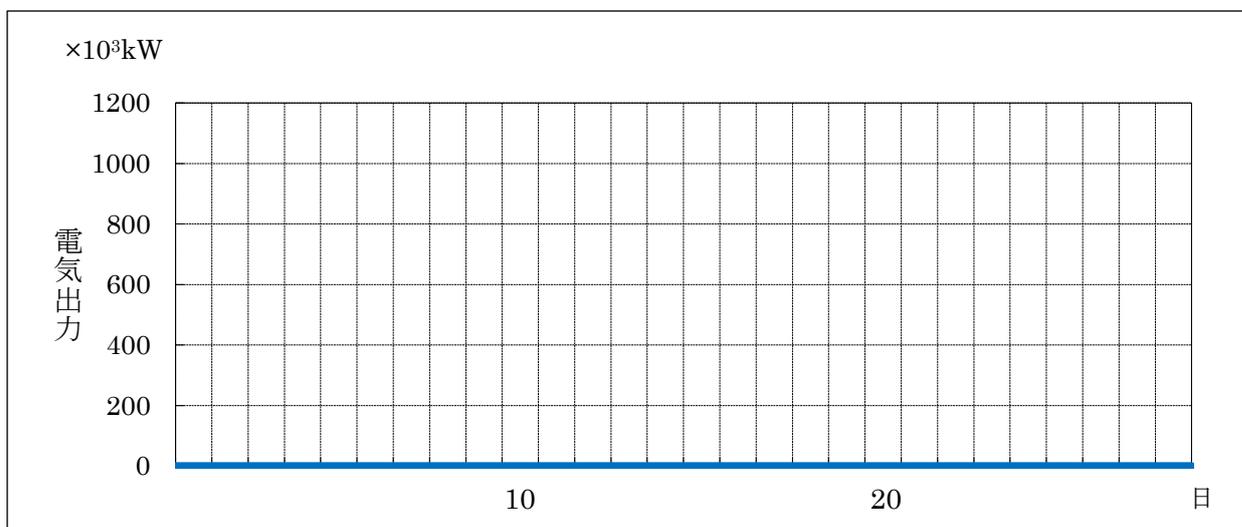
1. 発電所の運転保守状況
  - (1) 運転状況
  - (2) 新燃料の貯蔵状況  
(四半期ごとの報告月に限り記載する。)
  - (3) 使用済燃料の貯蔵状況
  - (4) 主要な保守状況
2. 放射性固体廃棄物の保管量
  - (1) 固体廃棄物貯蔵所
  - (2) 使用済燃料プール
  - (3) タンク等
3. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期ごとの報告月に限り記載する。)
4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期ごとの報告月に限り記載する。)

以上

1. 発電所の運転保守状況

(1) 運転状況 (令和8年2月分)

① 電気出力



② 運転状況等

年月日時分	内容
令和8年2月1日～令和8年2月28日	第4回定期事業者検査中

(2) 新燃料の貯蔵状況 (令和 年度第 四半期分)

(単位: 体)

前期末貯蔵数量	当期搬入数量	当期装荷数量	当期搬出数量	当期末貯蔵数量
(備考)				

(注) 四半期毎の報告月に限り記載する。

(3) 使用済燃料の貯蔵状況 (令和 8 年 2 月分)

(単位: 体)

前月末貯蔵数量	当月発生数量	当月装荷数量	当月搬出数量	当月末貯蔵数量
600	0	0	0	600
(備考)				

(4) 主要な保守状況 (令和 8 月 2 月分)

年月日	内容
令和 8 年 2 月 1 日 ～ 2 月 2 8 日	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく定期事業者検査 ・ 原子炉冷却系統施設 ・ 計測制御系統施設 ・ 放射性廃棄物の廃棄施設 ・ 蒸気タービン本体 ・ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

2. 放射性固体廃棄物の保管量（令和8年2月分）

(1) 固体廃棄物貯蔵所

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量		累計保管量
		発電所内減少	発電所外搬出	
均質固化体	0	0	0	1 1 4
雑固体	0	0	0	1 5 6 3 8
合計	0	0	0	1 5 7 5 2

(注) 雑固体廃棄物の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

(2) 使用済燃料プール

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済制御棒	0	0	6 7
使用済チャンネル ボックス	0	0	6 0 0
使用済中性子検出器	0	0	4 4
合計	0	0	7 1 1

(3) タンク等

(単位：m<sup>3</sup>)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済樹脂等	0	0	1 4 2

(注1) 小数点以下第一位を四捨五入して整数表示で記載する。

ただし、四捨五入すると「0」になる場合は、小数点第一位まで記載する。

(注2) 樹脂については、ろ過脱塩器および脱塩器に投入した量とする。

3. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 度第 半期分）（単位：人）

線量 (mSv)		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの	計
放射線 業務従 事者数	当該 四半期							
	年度計							

（注1） 5 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 度第 半期分）（単位：人）

3月間の線量 (mSv)		1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超える	計
放射線業務従事者数						

（注1） 1 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

放射性物質の放出状況に係る定期報告書  
(令和8年2月分)

令和8年3月30日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
神 正志 殿

東北電力株式会社  
執行役員  
東通原子力発電所長  
小 笠 原 和 徳

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、放射性物質の放出状況について別紙のとおり報告します。

以上

## 放射性物質の放出状況（令和8年2月分）

## (1) 放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量 (単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当該月の 放出量	当該月までの累積放出量					年間放出 管理目標 値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
希ガス (排気筒)	N D	N D	N D	N D	N D	N D	$1.2 \times 10^{15}$
I - 1 3 1 (排気筒)	N D	N D	N D	N D	N D	N D	$2.0 \times 10^{10}$

(注) 放射性物質の放出量 (Bq) は、排気中の放射性物質の濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) に排気量 ( $\text{cm}^3$ ) を乗じて求めている。ただし、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は N D と表示した。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の第1表「放出放射性物質の測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度」の測定下限濃度以下としている。

## (2) 放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量 (単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当該月の 放出量	当該月までの累積放出量					年間放出 管理目標 値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H - 3 を除く 全放射能 (サンプルタンク)	放出実績 なし	N D	N D	N D	N D	N D	$3.7 \times 10^9$

(注1) 放射性物質の放出量 (Bq) は、排水中の放射性物質の濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) に排水量 ( $\text{cm}^3$ ) を乗じて求めている。ただし、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は N D と表示した。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の第1表「放出放射性物質の測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度」の測定下限濃度以下としている。

(注2) 累積放出量には四半期ごとに測定するストロンチウムを含む。

運 転 計 画 書  
(令和8年度)

令和8年 3月30日

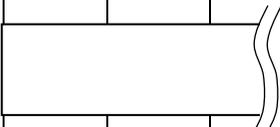
青森県知事 宮下 宗一郎 殿

東 北 電 力 株 式 会 社  
代表取締役社長 社長執行役員  
石山 一弘

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項に基づく  
運転計画について別紙のとおり報告します。

以 上

## 令和8年度東通原子力発電所1号機運転計画

項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
運転期間															
停止期間*1						未定									第4回定期事業者検査 <sup>注</sup> (平成23年2月6日より停止中)
核燃料 物質使 用計画	取替量*2	体	0												
	全量*3	体	0												

\*1 停止期間：発電機解列（発電停止）から並列（発電開始）までの期間

\*2 取替量：当該年度に取替えに伴って炉内へ装荷する燃料体数

\*3 全量：炉内に装荷されている燃料体数

注：東北地方太平洋沖地震の影響により運転再開の目処が立たないことから、令和8年度は「未定」とし、計画が決定次第届出を行う。

リサイクル燃料備蓄センターに係る定期報告書  
(令和8年2月報告)

RFS発7第82号  
令和8年3月30日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
神 正志 殿

リサイクル燃料貯蔵株式会社  
技 術 安 全 部 長  
篠田 和之

リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 使用済燃料受入れ・貯蔵数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量
5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

## 1. 使用済燃料受入れ・貯蔵数量及び主要な保守状況（令和8年2月）

## （1）使用済燃料受入量及び貯蔵量（実績）

燃料体の種類	当月受入量			貯蔵量(月末)		
	キャスク基数 (基)	燃料体数 (体)	ウラン量※ (トンU)	キャスク基数 (基)	燃料体数 (体)	ウラン量※ (トンU)
PWR	0	0	0	0	0	0
BWR	0	0	0	3	207	約 36
合計	0		0	3		約 36

※ウラン量は、端数処理(四捨五入)を実施しているため、合計が一致しない場合がある。

## （2）主要な保守状況

第2回定期事業者検査中（2月16日開始）

・使用済燃料の受入施設

## 2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

（単位：人）

	放射線 業務従 事者数	線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期							
年度							

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

## 3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

## 4. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和8年2月分）

（単位：m<sup>3</sup>）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
液体	0	0

## 5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和8年2月分）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	0	0

（注）放射性固体廃棄物の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

令和8年度品質保証の実施計画書

RFS発7第81号

令和8年3月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

リサイクル燃料貯蔵株式会社

代表取締役社長

高橋 泰成

リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

リサイクル燃料備蓄センター 令和8年度 品質保証の実施計画

品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、グループマネージャーに、品質方針に基づく品質目標を設定させ、メンバーに周知させる。部長は、品質目標を確認し、必要に応じ指導助言を行う。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 主要な業務の実施計画

金属キャスクの受入れ、施設管理、事業者検査、放射線管理及び緊急時の措置に係る業務を実施する。

(5) 内部監査

原子力品質監査マニュアルに基づき、リサイクル燃料備蓄センターの保安に係る業務等について、監査を行う。

(6) 不適合管理(是正処置を含む)

不適合等管理マニュアルに基づくCAP委員会において、不適合の管理方針を決定し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(7) 未然防止処置

不適合等管理マニュアルに基づくリスク情報共有会議及び外部コミュニケーションマニュアルに基づく技術情報検討会議において、未然防止情報について審議し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(8) 教育・訓練

教育及び訓練マニュアルに基づき、リサイクル燃料備蓄センターの保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

## 2. その他

- (1) 安全大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施
- (3) 協力企業との連携

以上